

未公開企業等におけるストック・オプションの 評価に関する一考察

引 地 夏奈子

第1節. はじめに

米国でのエンロン、ワールド・コム¹の経営破綻をきっかけに、費用計上額を抑えた利益追求型の経営に対して批判が起こった。当時、破綻のきっかけの一つであったストック・オプションは費用計上が義務付けられてはおらず、ストック・オプションによって得られた経営者の高額報酬が財務諸表に反映されていないとの批判が噴出したのである。

ストック・オプションとは、一定期間内に自社株式をあらかじめ決めておいた権利行使価格で購入できる権利である。ストック・オプション制度を導入することにより、ストック・オプションを付与された経営者や従業員が常に株価を意識して経営を行うようになり、その結果、株主重視の経営を行うことと同時に、優秀な人材確保が可能となる。しかしその一方で、利益等の会計情報は、その時点の企業実態を出来るだけ正確に反映していることが望ましいとする観点から、財務諸表に反映されないストック・オプションの存在は、会計情報の不透明性につながりかねないとの見解もあった。

このような意見を受け、各国でストック・オプションを付与時に費用計上することが義務づけられることとなった。まず、2004年2月、ストック・オ

プシヨンの費用計上を義務付けた国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下、IASB) の国際財務報告基準第2号 (International Financial Reporting Standard No.2 : *Share-based Payment* : 以下、IFRS2) が公表された。これに続き、米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : 以下、FASB) が2004年12月に改訂財務会計基準第123号 (Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R) : *Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)* : 以下、SFAS123 (R)) を、また、我が国でも2005年12月に企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan、以下、ASBJ) より、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、両者を合わせて日本基準とする) が公表され、各国でストック・オプションの費用計上が義務付けられることとなった。

これら基準に規定されたストック・オプションの公正価値に基づく費用計上により、国際的コンバージェンスが図られることとなったものの、ストック・オプションには、権利確定、権利行使、失効、公正な評価、未公開企業¹に対する評価等において相違点、不確実な要素があり、会計基準上、引き続き検討すべき論点が残されている。

本論文では、これら論点のうち、各基準において取り扱いに相違が見られる未公開企業のストック・オプションの評価について取り上げ、未公開企業にお

1 公開企業とは株式を証券島秘書に上場している企業又は家具具が組織された店頭市場に登録されている企業をいう。一方、未公開企業は公開企業以外の企業とされている (企業会計基準委員会 [2005a]、2項 (14))。そして、株式がいわゆるグリーン・シート市場において取引されている企業は、組織された店頭市場に登録されている企業、すなわち公開企業には該当しないとされている (企業会計基準委員会 [2005b]、3項)。なお、組織された店頭登録市場とは、株価を公表するシステムが存在する店頭市場と定義されている (企業会計基準委員会 [2005a]、2項 (14))。グリーン・シート市場は、日本証券業協会が非上場企業の株式を売買するために、平成9年 (1997年) 7月からスタートさせた制度であり、平成9年 (1997年) 末における当該銘柄数は22銘柄、平成29年 (2017年) 8月28日現在においては、13銘柄となっている (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/greensheet/files/meigara-itiran.pdf>)。

ける会計目的の観点より、費用計上の必要性の有無についての考察を行う。

第2節. 各基準の未公開企業におけるストック・オプション評価の概要

(1) 各基準における評価方法の概要

未公開企業におけるストック・オプションの評価方法は、日本基準、SFAS123 (R)、IFRS2において相違がある。以下、各基準における評価方法については以下のとおりである。

① 日本基準

日本基準では、未公開企業のストック・オプションは、公正な評価単価ではなく、付与日現在における本源的価値により会計処理を行うことができるとされている²。その後、この本源的価値は決算期末ごとに見直さず、各期末における本源的価値の合計額及び各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記で開示することと規定されている³。

② SFAS123 (R)

SFAS123 (R) では、未公開企業においては原則、付与日に公正価値でストック・オプションを評価することとされている⁴。しかし、株価の期待変動率を予測することは困難であることから、公正価値による評価が不可能である場合は同様の産業におけるインデックスの過去のボラティリティを使用して評価すると規定している⁵。ただし、稀に付与日における公正価値評価が不可能である場合は、期末ごとに本源価値で評価することとしている。これは、仮にその後公正価値評価による見積もりが可能となった場合でも、評価の変更は認めら

2 企業会計基準委員会 [2005a]、13項。

3 企業会計基準委員会 [2005a]、16項 (5)。

4 FASB [2004]、par.1.

5 FASB [2004]、par.23.

れないものであるからである⁶。

③ IFRS2

IFRS2では、SFAS123 (R)と同じく、原則、付与日に公正価値でストック・オプションを評価することとされている⁷。この評価にあたって当該企業の市場株価が利用できない場合には、内部市場⁸における取引価格や類似企業の株価の期待変動率などを公正価値評価において使用する^{9,10}。しかし、稀に付与日における公正価値が信頼性をもって見積もることができない場合には、本源的価値により測定することとし、ストック・オプションの行使等をもって決済されるまで各期末に見直すことと規定されている¹¹。

(2) 各基準間における相違点

SFAS123 (R)、IFRS2においては、未公開企業のストック・オプション評価においても、原則は公正価値による評価が求められており、公開企業の評価に関する基準との関係においても一貫性があるといえる。しかし、評価が不可能な場合は、類似産業の株価インデックス等の期待変動率を用いることを認めているが、個別企業の情報開示に類似企業の期待変動率を使用することは信頼性に疑義があると考え¹²。さらに、自社以外の株価インデックス等の期待変動率を使用することは、公開企業より作業負担が重くなる可能性もあると考えられよう。

6 FASB [2004]、par.15

7 IASB [2004] 1、par.16.

8 IFRS2原文では、“an internal market”と書かれている。従業員や第三者に対して頻繁に株式やオプションを発行している場合のその市場のことを指す (Appendix B par.28)。

9 IASB [2004]、Appendix B pars.27-28.

10 未公開企業が自社株式の見積もりにおいて、類似企業の株価を使用していない場合は、純資産や利益の期待変動率を公正価値評価において使用しても良いとしている (Appendix B par.30)。

11 IASB [2004]、pars.24-25.

12 企業会計基準委員会 [2004a] において、個別企業の情報開示に他の企業のデータを用いることの意義について疑義があると指摘がなされている。

また、SFAS123 (R)、IFRS2ともに、稀なケースとして本源的価値の使用を容認しているが、権利行使日まで各決算期において当該価値の再評価や費用計上が求められており、付与日以降の予期できない株価変動の影響を費用として計上することになる。この株価変動の影響は、従業員等からのサービス提供の対価としてのストック・オプション付与の目的とは関係のないこととなる¹³。

一方で、日本基準の本源的価値による未公開企業のストック・オプションの評価は、本源的価値がゼロとなる場合が生じ、これを助長する可能性がある。つまり、事実上費用計上されないケースが生じる可能性を含むということである¹⁴。また、脚注に決算期における自社株式の評価方法、本源的価値の合計額、決算期間中に行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額の開示が求められており¹⁵、企業の作業負担が追加発生することになる。

第3節. 日本基準における未公開企業のストック・オプションに関する規定

上述のとおり、未公開企業のストック・オプションの評価については、公正価値もしくは本源的価値のいずれの評価方法を採用した場合でも、未公開企業におけるストック・オプションの費用計上に関しては、何らかの否定的特徴が存在する。

そもそも、ASBJがストック・オプションに関する会計基準を策定したのは、以下のような経緯によるものである。

我が国では、1997年の議員立法に基づく商法改正によって、ストック・オプション制度が解禁されたが、1977年の経団連意見書「株式制度改正試案に関する意見」の中でも、ストック・オプション制度の解禁が求められていたように、

13 企業会計基準委員会 [2005a]、62-63頁。

14 企業会計基準委員会 [2004a]、付録1、企業会計基準委員会 [2005a]、61項。

15 企業会計基準委員会 [2005a]、63項。

日本でも20年以上前からストック・オプション制度に対するニーズは存在していた¹⁶。しかし、ストック・オプションの実施が可能であるという明文規定が当時存在しなかったため、事実上、ストック・オプションの導入は見送られてきたのである。

ただし、従来の商法が直接的にストック・オプション制度を禁止していたのではない。いくつかの規定により、事実上ストック・オプション制度が不可能となっていたのである¹⁷。

さらに、証券取引法上では、ストック・オプション制度を念頭においていなかったため、規定の適用関係が明確でなかった。労働基準法においても、賃金は通貨での支払いが原則とされているので、ストック・オプションも賃金に該当し、この原則に反するのではないかとの意見もあった。また、税法上もストック・オプションに対する手当が整備されておらず、問題があるとされていた¹⁸。

しかし、上記のような法的問題が存在していたものの、ストック・オプションと同様の効果を狙った制度が企業により導入されるようになり¹⁹、このような流れの中、政府は1996年3月および1997年3月末の閣議決定において「規制緩和推進計画」を発表し、ストック・オプション制度解禁に向けて動き出した。その後、1997年に日本でもストック・オプション制度が解禁されたのである。

しかし当初、ストック・オプションの会計面からの整備は十分には行われておらず、そもそも何ら会計処理が行われていない状態であった。

16 財務会計基準機構 [2003]、4頁。

17 第一に、株式会社の自己株式取得が、原則禁止であった点、第二に、有利発行の規制の関係から、長期間にわたって権利を付与された者が個別的に、自由に権利行使できるというストック・オプションの特性が認められない点である。

18 スtock・オプションは権利行使の時点でその時点の株式時価と権利行使価格との差額に所得税が給与所得として課税されるため、権利行使による株式売却からの現金収入がなく、納税負担が生じてしまっていた。また、給与所得という性格から最高で65%が所得税と住民税の税負担になってしまうという問題もあった。

19 代表的なものとして、1995年3月のソフトバンクによるオーナー等保有株譲渡方式による疑似ストック・オプション、また、1995年8月のソニーによるワラント債に付されたワラントを用いて行った疑似ストック・オプションがある。

その後、2001年6月金庫株が解禁されたことに伴い、同年11月の商法改正によりストック・オプション制度は新株予約権という概念の下整理され、ASBJは2002年5月にストック・オプション等専門委員会を設置し、包括的な会計基準の設定に向けて検討を行い、日本基準が策定されたのである。

つまり、新株予約権制度の導入により、新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化し、それに対応するため会計基準の策定に至ったのである。したがって、もし、未公開企業に対しては従来とおり「費用計上を必要としない」という会計基準を策定したとしても、ストック・オプション取引に関する会計処理及び開示が会計基準策定の目的との整合性から外れることはないと考ええる。

日本基準における費用計上の根拠は、ストック・オプションの対価として、企業にサービスが提供され、そのサービスを企業が消費したことに費用認識の根拠があるということである²⁰。しかし、当該基準において、公開企業と未公開企業における会計の目的や相違、それぞれにおける会計実務の現状を勘案されてはいない。

また、本源的価値による評価方法について、どのような評価方法が最適であるかは、各企業の置かれている状況、評価技法の今後の発展を見込むと、評価技法を定めることは適切でないとし、基準において明確に規定されておらず、これらに関して、積極的な説明は全くされていないのである。さらに、例示として、当該株式を第三者に新規発行する場合の価格を決定する際に用いる方法を挙げ、「合理的な評価方法」である必要があるとするのも何を持って合理的とするのかの基準についての説明はなく、この評価方法について、企業の発展段階に応じて異なるとしているが、「発展段階」とは何かの基準も示されていない。基準では単に「それぞれの評価時点において、企業価値を最もよく表しうると考えられる方法を採用すればよい²¹」としており、未公開企業の自社株式

20 企業会計基準委員会 [2005a]、60-63項。

21 企業会計基準委員会 [2005b]、60-61項、設例6-3。

の評価方法については、継続性が求められていない。なお、自社株式の価値評価の方法、見積もりについては、注記として開示することとされている²²。

第4節. 「合理的な評価方法」に関する考察

上述したように、日本基準において、未公開企業はストック・オプションの評価を公正な評価単価によらず、ストック・オプション単位あたりの付与日現在の本源的価値の見積りに基づき会計処理を行うことができ、その価値はその後見直さないこととされており²³、公正価値により評価するにせよ、本源的価値により評価するにせよ、評価方法が必要となる。しかし、日本基準では、未公開企業のストック・オプションの価値に対する評価方法について、例示の中で、当該株式を第三者に新規の発行する場合の価格を決定する際に用いる方法を挙げ、合理的な評価方法である必要があるとするものの、具体的な評価方法に関しては何ら定められてはいない²⁴。

そこで、以下、日本基準でいう「合理的な評価方法」について、考察を行う。

(1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下、金融商品会計基準)

金融商品会計基準では、株式について市場で売買され、市場価格に基づく価額が存在しない場合のみ、「時価のある有価証券」とされ、それ以外の場合、時価を把握することが極めて困難な場合については、「時価のない有価証券」としてこれらは取得原価で算定することとされている²⁵。ここから、日本基準における未公開企業の自社の株式評価においては、自社株の売買実績があるときの

22 企業会計基準委員会 [2005b]、73項。

23 企業会計基準委員会 [2005a]、13項。

24 企業会計基準委員会 [2005b]、60項。

25 企業会計基準委員会 [2008]、19項 (2)。

み、金融商品会計基準の規定を「合理的な評価方法」として適用することができると考えられる。

(2) 財産評価基本通達におけるストック・オプションの評価

平成15年(2003年)6月に改正された、相続税・贈与税における財産評価基本通達において、ストック・オプションの評価が新設された。

ここでは評価に関して、「その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるストック・オプションの価額は、課税時期におけるその株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、ストック・オプション1個の行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額(その金額が負数のときは0とする)によって評価する²⁶⁾」と規定されている。

この規定に併せて、国税庁は『「財産評価基本通達の一部改正について」通達等のあらましについて(情報)』を公表し、その中で、「非上場株式の発行するストック・オプションの価額については、その発行内容等(権利行使価額の決定方法や権利行使により取得する株式の譲渡方法帆を含む)を勘案し、個別に評価することとする」と述べるにとどまっている。

つまり、相続税においては、上場株式におけるストック・オプションの評価は課税時期における本源的価値評価となり、未公開企業における詳細は明確ではない。未公開企業においては、ストック・オプションの評価のみならず、本源的価値による評価を適用するようになった場合の自社株式の評価方法は明確ではなく、財産評価基本通達のストック・オプションの評価における規定を、日本基準のいう「合理的な評価方法」とすることはできない。

(3) 未公開企業の株式時価評価

旧商法における、未公開企業の株式評価に関する根拠条文である商法204条

26 国税庁HP、193-2。

の4第2項²⁷では、未公開企業の株式評価について、「会社の資産状態その他一切の事情を斟酌することを要す」と規定されているのみである。これにより、裁判所の株価決定事例においても、商法上統一された評価理論がないために、主として相続税の財産評価基本通達をベースに評価し、それに多少の修正を加える方法が採用されていた²⁸。

相続税の財産評価基本通達によれば、取引相場のない未公開株の評価額の算出法には、同じ業種の上場企業の株価をベースに計算する「類似業種比准方式」と企業の正味資産から株価を割り出す「純資産価格方式」及び「配当還元方式」の3通りがある。会社の純資産額、従業員数、業種などで会社区分が決められ、決められた会社区分によってある方式か、もしくはいくつかの方式を併用して株価を算出することになる²⁹。

また、取引相場のない株式等の評価に関して、上記3通りを定めた相続税財産評価基本通達に影響を受けたものは古い裁判例とし、同通達は戦後早い時期に骨組みが作られたもので、大量発生的事象を機械的に処理する目的のものにすぎないとし、期待キャッシュフローをリスクプレミアムが加味された割引率で除して求めるべきとの意見もある³⁰。

これら相続税法に基づく株式の時価評価は、日本基準のいう「合理的な評価方法」となりうる可能性はある。しかし、平成20年度（2008年）の時点で日本における総法人は約260万社であり、そのうち資本金が1億円未満の企業は98.8%、欠損法人が71.5%となっている³¹。一般的に資本金が1億円未満の企業の大半は未公開企業と想定され³²、これらの企業の多くも欠損法人ということ

27 会社法では144条第3項に該当し、「会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなげなければならない」とされている。

28 坪井 [1998]、127頁。

29 緑川 [2004]、88-92頁。

30 江頭 [2011]、14-19頁。

31 国税庁 [2010]、6-7頁。

32 金原 [2000]、98頁。平成10年（1998年）末の店頭登録企業は855社であり、そのうち資本金1億円未満の企業数はゼロである。

になり、そもそも期待キャッシュフローや「配当還元方式」などを使用した株価算定は困難場合が多いと考えられる。また、期待キャッシュフローや「配当還元方式」などにより株価を算定しても、株価はこれらの将来の予測要素による評価ということとなり、合理的といえるかの判断は困難である。上場企業の株価をベースに計算する「類似業種比準方式」^{33 34}と企業の正味の資産から株価を割り出す「純資産価格方式」³⁵についても、算式の理論的根拠、類似業種の株価等の影響、資産評価が一部資産のみに限られているなどの問題点が指摘されている。そして、いずれの評価によっても、自社株価の算定という新たな負荷が毎期生じてしまうこととなるのである³⁶。

(4) 日本基準適用後の未公開企業におけるストック・オプションの評価事例

日本基準適用後、未公開企業がどのように自社株式を評価しているかを把握するため、未公開企業および公開企業のうち未公開の子会社においてストック・オプションを付与している事例の集計をした。本集計において対象としたのは、平成28年（2016年）1月から12月までの決算期において、未公開の子会社に対してストック・オプションが付与された企業90社である。なお、全てが本源的価値はゼロであり費用計上はされていなかった。

33 牧口・齋藤 [2008]、99頁。類似業種比準方式は画一的に算定ができるメリットはあるが、国税庁が類似する上場会社の標本を示していないこと、及び算定の理論的根拠が明確でないことに問題があると指摘している。

34 川崎 [2006]、110-117頁。算定に用いる類似業種の株価変動、類似業種の株価と評価会社の株価の変動に過去相関性が認められないこと、類似業種の配当金額、利益金額、純資産額の変動率の影響等を挙げ、類似業種比準方式の問題点を指摘している。

35 安藤 [1995]、25-26頁。清算時価純資産方式と再調達時価純資産方式では、評価替えがなされる資産が含み益の大きい土地や上場有価証券などの一部の資産であり、清算時価や再調達時価の本来の意味に立ち返れば、その他の資産や負債の再評価もしなければならぬと問題点を指摘している。

36 ただし、税制適格とする場合、付与日の属する年の翌年1月31日までに必要な調査を税務署へ提出しなければならず（租税特別措置法第29条の2第16項）、付与時の株価算定は必要となるが、毎期の株価算定が求められることはない。

表1 未公開企業等に対するストック・オプション評価方法³⁷

評価方法	企業数
DCF法	48社
類似会社比準法	35社
簿価純資産法	22社
収益還元法	9社

(出所：各企業有価証券報告書より筆者作成)

集計結果は表1の通りである。日本基準は未公開企業のストック・オプションの評価について「合理的な評価方法」としているが、何をもって合理的とするのかの例示として、第三者に新規に株式を発行した場合の決定方法を挙げるのみで、「合理的」という部分に関する明確な説明はない。また、企業の発展段階に応じて、最も企業価値を表す評価方法へ変更してもよいとしているが、その基準も明示されていない。

表1の通り、企業によりさまざまな評価方法が用いられており、日本基準により合理的な評価方法についての会計基準が定められていないので、各企業が用いた評価方法が、各企業の発展段階において「合理的な方法」であるのかの判断は非常に困難である。どの評価方法により評価するのか、選択の幅は広く、その分、企業の恣意性が介入しやすく、個々の企業にとっては合理的であるとしても、会計情報の利用者にとってこれらの評価額の検証は非常に困難である。未公開企業にストック・オプションの費用計上を求めるのであるならば、基準としてストック・オプションの評価方法をより明確に規定することが合理的であると考えらる。

37 調査対象は90社であるが、連結対象未公開会社ごとに評価方法に相違がある場合や、いくつかの評価方法の折衷による評価している企業もあり、それぞれの評価方法をカウントしていることから、企業数合計に相違が生じている。

第5節. 会計学的視点からの考察

未公開企業における会計は、主に公開企業に適用され投資家保護を主目的とする金融商品取引法によるものではなく、債権者保護を主目的とする会社法によるものである³⁸。したがって、未公開企業におけるストック・オプションの費用計上の可否に関する検討においては、債権者保護に対する影響を考える必要があるのである。

債権者保護における影響を考えるにあたり、費用計上する場合と費用計上しない場合の会計処理上における影響を、以下、考察する。

(1) 費用計上時

① 公正価値で費用計上及び本源的価値がゼロでないときの費用計上

株式報酬費用の発生により、当該決算期の最終利益が減少する。純資産の部は、新株予約権が増加し、最終利益により留保利益が同額減少し、純資産の部においては新株予約権と留保利益が差し引きとなり、変化はない。

② 費用計上しない場合及び本源的価値がゼロにより費用計上しない場合

費用計上はなされない。費用計上をしないことで、企業に提供されたサービスの消費を会計上認識しないことになる。

上記①②において純資産額に相違はない。株主資本の額は①の方が少なくなる。

(2) 行使時（新株発行の場合）

① 公正価値で費用計上及び本源的価値がゼロでないときの費用計上

新株予約権が減少し同額だけ資本金が増加する。さらに現金払込分の資本金が増加する。したがって、純資産の部は、現金払込分が増加することになる。

② 費用計上しない場合及び本源的価値がゼロにより費用計上しない場合

38 公開会社や大会社以外の会社においては、実務上、法人税法に基づく会計処理つまり確定決算主義によっている。

現金と資本金が増加する。

上記①②において、純資産の部に相違はない。株主資本の額にも相違は生じない。

(3) 行使時（自己株式処分の場合）

①公正価値で費用計上及び本源的価値がゼロでないときの費用計上

株式処分に伴う処分差益がないものと仮定した場合、新株予約権が減少し同額の自己株式が減少する。さらに現金払込分の自己株式が減少する。純資産の部は、現金払込分が増加する。

②費用計上しない場合及び本源的価値がゼロにより費用計上しない場合

株式処分に伴う処分差益がないものと仮定した場合、現金が増え、自己株式が減少し、純資産が増加する。

上記①②において純資産の額に相違はない。株主資本の額も相違はない。

損益計算書における影響は、費用計上しなかった場合、企業に提供されたサービスを消費したことを会計上認識しないことになる。貸借対照表における影響は、自己資本を純資産全体とした場合、ストック・オプションを費用計上するかしないかに関わらず、自己資本の額は変化せず、自己資本を用いた財務分析の実務に用いられる数値、例えば自己資本比率の結果には差異は生じないことになる。純資産より新株予約権等を除いた株主資本のみを自己資本とした場合は、費用計上の有無により自己株式の額に相違が生じる。費用計上する場合において、費用計上時では株主資本すなわち自己資本が減ることにより、自己資本を用いた財務分析の実務に用いられる数値に変化が生じることになる³⁹。

このように、費用計上をする場合において、株主資本のみを自己資本とすると、費用計上時において利益が減少し、自己資本が減ることになる。しかし、ストック・オプションは、いずれは行使もしくは失効するものである。費用計

39 例えば、自己資本比率は悪化することになる。行使時においては、株主資本は費用計上する、しないに関わらず、相違はない。

上に伴う利益の減少による自己資本の減少は一時的なものであり、最終的には自己資本の額への影響はない。一時的に、自己資本の減少の情報が債権者に対して提供されるが、債権者は、自己資本の額の減少は一時的なものであるかどうかは財務諸表等を通して判断することができ、債権者への情報提供といった観点から問題が生じる可能性は少ない。しかし、情報の透明性、比較可能性及び会計監査における客観性の担保という面からも、本源的価値であれ公正価値であれ、どのような方法で未公開企業のストック・オプションを評価するのかについて、早急に再考し、基準において明示する必要がある。

以上のように、費用計上をする場合、費用計上時において一時的に株主資本が減少することとなり、分配可能額が一時的に減少することとなる。つまり、費用計上をしないと、その金額分も分配が行われる可能性があり、分配規制の面からは、ストック・オプションの費用計上の必要性はある。

第6節. 公開準備企業に関する考察

公開準備企業の利益情報は潜在的投資家にとって大変有用なものであり、投資家保護の観点より、公正価値評価による損益計算書への反映は重要であると考える。日本基準においては、公開準備企業については触れられておらず、また、証券取引所や日本証券業協会等の公開に関連する機関からも、公開準備企業へのストック・オプション費用計上に伴う評価方法の詳細は公表されていない⁴⁰。

しかし、公開準備企業は公開企業と同様に金融商品取引法に基づく会計による有価証券報告書の作成が求められるので、ストック・オプションについても公開企業同様に公正価値による費用計上が求められると考える。その場合、公

40 しかし、例えば東京証券取引所では、新規上場申請時のストック・オプションの継続所有等についての確約書の提出については定めている（有価証券上場規定施行規則第259条及び260条）。

正価値算定に使用するボラティリティの算出は困難であり、類似業種のボラティリティを使用するのか、ボラティリティをゼロとする最小価値法にするのか、もしくは例外的に公正価値評価を適用しないのかの検討がなされると考える。

本源的価値による評価とした場合、費用計上がなされる場合は稀であり、公正価値評価、本源的価値評価のいずれでもストック・オプションを費用計上しなかった場合は、一切、損益計算書に反映されないことになる。しかし、その場合でも、公正価値評価による影響額が多大であるときには、その影響額を織り込んだ形で公開価格が決定できれば良いのであり、また、目論見書にその影響額の開示がなされれば、投資家保護は担保されると考える。したがって、公開予定とはいえ、未公開企業が投資家保護を目的としてストック・オプションの費用計上を行う必要性は、そこまで重要ではないと考える⁴¹。

第7節. おわりに

費用計上をしない場合、企業から供されたサービスを消費したことを会計上認識しないことになり、その金額相当分も分配が行われる可能性があり、分配規制の面からはストック・オプションの費用計上の必要性はある。

一方、費用計上をする場合、未公開企業において、本源的価値を用いてストック・オプションの価値を測定するために自社株式の評価が必要であるが、自社株式の評価には、多くの未公開企業は赤字であることや株式評価に期待キャッシュフローなどの予測要素が用いられることなど、困難さや不確実さが伴ってしまう。そして、自社株式の価値評価等企業にとって新たな費用や作業の負

41 なお、売り出し前の公開価格決定プロセスにおいて、費用計上の影響額が実務上反映されているか否かは定かではないが、既存ストック・オプション付与数による公開後のストック・オプション保有者による売り圧力分を公募価格に反映させることは、実務上可能であると考えられる。

担が生じてしまうこととなる。

未公開企業における会計は、実務上、課税所得の算定を目的とする法人税法の定める基準に従ってこれまで行われてきた。投資家保護を会計の目的とする金融商品取引法の適用を受けない未公開企業の会計について、日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基委員会より公表された「中小企業の会計に関する指針（以下、中小指針）」において、会計基準がなく、法人税等で定める処理に拠った結果が経済実態を概ね適正に表している場合は、法人税法による処理が会計処理に適用されるとされている⁴²。したがって、未公開企業においては、ストック・オプションの費用計上は、費用対効果を勘案し、法人税法による処理との差が発生しないようにすることが望ましく⁴³、会計上における費用計上について再考すべきと考える。さらに、情報の透明性、比較可能性及び会計監査における客観性の担保という面からも、本源的価値であれ公正価値であれ、どのような方法で未公開企業のストック・オプションを評価するのかについて、早急に再考し、基準において明示する必要がある。

公開準備企業においては、公正価値算出に使用するボラティリティの算出は困難であり、仮に本源的価値評価を用いた場合でも費用計上はほとんど行われないと考えられる。公正価値評価、本源的価値評価のいずれでもストック・オプションを費用計上しなかった場合は、一切、損益計算書に反映されないことになるが、公正価値評価による影響額が多額の時は、その影響額を織り込んだ形で公開価格が決定されれば良いのであり、また、目論見書にその影響額の開示がなされれば、投資家保護は担保されると考える。したがって、公開予定と

42 日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基委員会 [2011]、7項。

43 平成18年度（2006年度）税制改正により、役務の提供に対して税制非適格ストック・オプションを付与した会社において、給与等課税事由が生じた日、すなわちストック・オプションの権利行使日において税務上損金算入ができるようになったものの、損金算入額は会計上の費用計上額と一致することとなっており、会計上費用計上されなければ、税務上の処理も発生しない。

はいえ、未公開企業が投資家保護を目的としてストック・オプションの費用計上を行う必要は生じないと考える。

【参考文献】

＜英語文献＞

- ・ American Institute of Certified Public Accountants [1972] , Accounting Principles Board, Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees*, AICPA. 日本公認会計士協会国際委員会訳『AICPA会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会、1978年。
- ・ Beresford, D.R. [1995] , “How Should the FASB Be Judged ?” *Accounting Horizons*, (June) , pp.56-61.
- ・ Deloitte Touche Tohmatsu [2004] , *Share-based Payment : A Guide to IFRS2*, Deloitte Touche Tohmatsu (April) .
- ・ Financial Accounting Standards Board [1985] , *Statements of Financial Accounting Concepts* Statements of Financial Accounting Concepts No.6 : *Elements of Financial Statements*, 1985. 平松一夫、広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 増補版』中央経済社、2002年。
- ・ Financial Accounting Standards Board [1995] , *Statement of Financial Accounting Standards No.123 : Accounting for Stock-Based Compensation*, FASB.
- ・ Financial Accounting Standards Board [2004] , *Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R), Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)* , FASB.
- ・ International Accounting Standards Board [2002] , *Exposure Draft : Share-based Payment*, IASB. 財務会計基準機構訳『公開草案第2号 株式報酬』2002年。
- ・ International Accounting Standards Board [2004] , *International Financial Reporting Standard 2 : Share-based Payment*, IASB. 財務会計基準機構訳『国際財務報告基準書』、2005年。
- ・ International Accounting Standards Committee [2000] , *G4 + 1 Position Paper : Accounting for Share-based Payment*, IASC. 財務会計基準機構訳『G4 + 1ポジション・ペーパー 株式報酬制度の会計処理』2001年。
- ・ International Financial Reporting Interpretations Committee [2006] , *International Financial Reporting Interpretations Committee 8 : Scope of IFRS2*, IFRIC.

＜日本語文献＞

- ・ 安藤直久 [1995]、 「取引相場のない株式評価の近代化に向けて」『財界観測』、第60巻第9号、2-45頁。
- ・ 伊藤邦雄 [1997a]、 「ストック・オプション制度の導入と会計上の課題」『旬刊商事法務』 第1463号、2-6頁。
- ・ 伊藤邦雄 [1997b]、 「ストック・オプション制度の諸課題」『企業会計』 第49巻第9号、170-177頁。
- ・ 江頭憲治郎 [2011]、 『株式会社法第4版』 有斐閣。
- ・ 大城建夫 [2001]、 「ストック・オプション会計の問題点と課題」『産業総合研究』 第9号、57-67頁。
- ・ 大塚成男 [1995]、 「ストック・オプションをめぐるFASB基準設定プロセスの動揺」『産業経理』 第55巻第3号、67-77頁。

未公開企業におけるストック・オプションの評価に関する一考察

- ・加井久雄 [1999]、「ストック・オプションの会計処理問題について」『新潟大学経済論集』第66号、1-19頁。
- ・金原達夫 [2000]、「株式公開企業の分布に関する分析—店頭登録企業を中心に—」『地域経済研究（広島大学経済学部附属地域経済研究センター）』第11号、95-104頁。
- ・川崎清昭 [2006]、「類似業種批准方式の問題点とその対応策—取引相場のない株式の評価に関して—」『税研』、第22巻第3号、110 - 117頁。
- ・企業会計基準委員会 [2004a]、企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」（12月28日）。
- ・企業会計基準委員会 [2004b]、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（12月28日）。
- ・企業会計基準委員会 [2005]、企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」（10月19日）。
- ・企業会計基準委員会 [2005a]、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（12月27日）。
- ・企業会計基準委員会 [2005b]、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（12月27日）。
- ・企業会計基準委員会 [2008]、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（3月10日）
- ・国税庁 [2010]、『平成20年度分会社標本調査—調査結果報告—税務統計からみた法人企業の実態』
- ・財務会計基準機構 [2003]、『ストック・オプション会計の国際比較』（調査研究シリーズNo.1）、財務会計基準機構。
- ・斎藤静樹 [2004]、「ストック・オプションの費用と資本会計」『会計』第165巻第3号、327-342頁。
- ・桜井久勝 [1998]、「ストック・オプション制度とその会計」『税経セミナー』第43巻第13号、5-11頁。
- ・鈴木輝夫 [2003]、「ストックオプションの会計処理」『税務弘報』第51巻第5号、127-134頁。
- ・竹口圭輔 [2003a]、「IASBのストック・オプション会計公開草案の概要」『商事法務』第1654号、28-35頁。
- ・竹口圭輔 [2003b]、「日本企業のストック・オプションと会計問題」『企業会計』第55巻第8号、119-126頁。
- ・千葉良雅 [1997]、「ストック・オプション制度のわが国企業への導入」『JICPAジャーナル』第9巻第11号、35-39頁
- ・坪井洋一郎 [1998]、「非公開株式の評価をめぐる一支店—商法および税法における評価問題を中心に—」『企業法学』7号、125-142頁。
- ・日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基委員会 [2011]、『中小企業の会計に関する指針』
- ・野口晃弘 [1995]、「ストック・オプションの会計の展開」『企業会計』第47巻第6号、120-124頁。
- ・野口晃弘 [1997a]、「ストック・オプション制度の会計問題」『企業会計』第49巻第9号、185-189頁。
- ・野口晃弘 [1997b]、「ストック・オプション制度のよる報酬の開示」『会計』第152巻

第5号、41-50頁。

- ・引地夏奈子 [2011]、『ストック・オプションの会計問題』中央経済社。
- ・牧口晴一、齋藤孝一 [2008]、『非公開株式譲渡の法務・税務』中央経済社。
- ・緑川正博 [2004]、『非公開株式の評価—商法・税法における理論と実務』ぎょうせい。
- ・山下克之 [2013]、『ストック・オプション会計』白桃書房。
- ・弥永真生 [2002a]、「新株予約権の発行価額の決め方と会計処理」『経理情報』第975号、16-19頁。
- ・弥永真生 [2002b]、「新株予約権・ストックオプションの実務問題 発行者側・取得者側の会計処理と時価評価の考え方」『経理情報』第999号、38-42頁。
- ・弥永真生 [2003]、『資本の会計』中央経済社。
- ・與三野禎倫 [2002]、『ストック・オプション会計と公正価値測定』千倉書房。

<ウェブサイト>

- ・国税庁HP：財産評価基本通達「ストック・オプションの評価」
https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka/08/06.htm#a-193_2